

2.4.1  
10:49(健 I 283)  
令和2年3月19日

## 会 員 各 位

都道府県医師会

担当理事 殿 (学校保健・産業保健)

日本医師会

常任理事 道永 麻里

松本 吉郎

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく  
児童生徒等及び職員の健康診断に係る対応について

平素、本会学校保健および産業保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、文部科学省より学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断の実施について、関係各所に事務連絡が発出され、本会あて都道府県医師会への周知方依頼がありました。

つきましては、別添資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくとともに会員への周知方、よろしくお願ひします。

なお、感染の拡大の状況等も踏まえ、今後も文部科学省から必要に応じて追加的な連絡をする場合があると申し添えておりますので、連絡がありました際は、逐次、貴会宛に連絡させていただきます。

今回の文部科学省事務連絡の主な内容は、下記のとおりです。

## 記

1. 児童生徒等の定期の健康診断の実施 (学校保健安全法第13条第1項※1)

児童生徒等の定期の健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. 4. 1  
10:49

## 2. 教職員の定期の健康診断の実施（学校保健安全法第15条第1項<sup>※2</sup>）

教職員の健康診断は、毎学年、定期に実施することとなっているが、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を実施すること。

なお、教職員の健康診断については、労働安全衛生法に基づく健康診断の側面もあることから、厚生労働省の示す見解<sup>※3</sup>も踏まえて対応する必要があること。

### ※1 学校保健安全法第13条第1項（児童生徒等の健康診断）

学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

### ※2 学校保健安全法第15条第1項（職員の健康診断）

学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

### ※3 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について（令和2年3月3日付基発0303第1号通達改正）

労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断の実施に限り、令和2年5月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

本件につきましては、令和2年3月16日付日医発第1212号（健I278）文書も併せてご参照ください。

詳細は白石市医師会  
までご連絡下さい

以上

